

学校と家庭等の関係者が一致した方針で子どもと接していくために

子どもの年齢、発達の段階、障害の状態や特性及び男女の別等に応じた指導や介助を、学校と家庭等の関係者が一致した方針や方法で行うことは大変有効です。例えば、PTAや父母の会などと協同して研修を実施します。

《研修内容の例》

- 「家庭や地域生活の中での子どもとのかかわり方」
- 「心身の発達と第二次性徴」
- 「地域で子どもが性被害にあわないようにするために」など



千葉県内の相談機関（主な教育機関）

学校は、年度当初に幼児児童生徒や保護者からの相談に、いつでも気軽に応じられる体制を作り、相談員や相談機関を明記したプリントを配付しましょう。

- ① 配布プリントには、自校の電話番号や相談員の名前を明記しましょう。
- ② 学校以外の相談機関の連絡先も明記しましょう。

【教育事務所・分室の教育相談室】

●葛南教育相談室 047(433)6031	●東葛飾教育相談室 04(7124)9779
●北総教育相談室 043(486)6109	●香取教育相談室 0478(54)1528
●東総教育相談室 0479(23)5954	●東上総教育相談室 0475(23)4460
●山武教育相談室 0475(54)1093	●夷隅教育相談室 0470(82)2412
●南房総教育相談室 0438(20)3396	●安房教育相談室 0470(25)3398

【千葉県教育委員会の相談センター】 相談専用電話

- 子どもと親のサポートセンター 0120(415)446 (受付時間 平日 8:30~17:15)
- 総合教育センター特別支援教育部 043(207)6025 (受付時間 平日 9:00~17:00)

【その他の相談機関】 詳しくは、千葉県教育委員会ホームページに掲載中
 青少年補導センター、千葉県警察少年センター（ヤングテレホン）、千葉地方法務局など

千葉県教育委員会におけるこれまでの取組

学校からセクハラをなくすために

ちばの教育：千葉県教育委員会ホームページに掲載中

- 職場におけるセクシュアルハラスメント防止に関する要綱（平成11年4月）
- セクシュアルハラスメント相談マニュアル（平成11年4月）
- 教職員と幼児・児童・生徒、保護者との間におけるセクシュアルハラスメント防止についての指針（平成11年8月）
- 県立学校生徒用リーフレット「なくそう！セクハラ」（平成21年11月）

◎本リーフレットも掲載中です。増刷して活用してください。

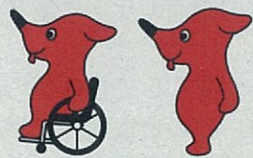
【教職員向けリーフレット】

教職員と障害のある幼児児童生徒が信頼し合い、豊かな人間関係を築いていくために
 ～幼児児童生徒の気持ちを尊重したかかわり合いとセクシュアルハラスメントの防止～

平成22年11月

発行：千葉県教育委員会

内容に関する問い合わせ先 電話043(223)4045（特別支援教育部）



教職員向け

教職員と障害のある幼児児童生徒が

信頼し合い、豊かな人間関係を築いていくために

幼児児童生徒の気持ちを尊重したかかわり合いとセクシュアルハラスメントの防止



学校や学級の雰囲気は温かく、安心して学べる学校。かけがえのない一人の人間として大切にされる学校。自分の存在を実感しながら、目標に向かって努力し自己実現の喜びを味わうことができる学校。障害の有無にかかわらず幼児児童生徒は、このような学校の中で自らを成長させていきます。

ところが、障害のある幼児児童生徒とかかわろうとすると、障害や障害者についての理解不足やコミュニケーションの不十分などが、人間関係や信頼関係を築いていくことを難しくすることがあります。その結果、幼児児童生徒を困らせてしまうことになり、特に性に関する内容については、重大な問題になることがあります。障害のある幼児児童生徒の人権を尊重し、プライバシーを守るかかわり方や特に性に配慮したかかわり方については、幼児児童生徒の心や体の成長、障害の状態や特性などを考慮した適切な方法をとっていく必要があります。

このリーフレットは、その方法を考える際の基本をまとめたもので、これまでに示したセクシュアルハラスメント防止に関する指針等（最終ページを参照）を補完する資料として、校内の研修会等で活用してください。



平成22年11月

千葉県教育委員会

障害のある幼児児童生徒の人権を尊重し、プライバシーを守るかかわり方を

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍している障害のある幼児児童生徒と教職員とのかかわり合いは、登下校、移動、給食（昼食）、通常の授業、修学旅行等の学校行事、部活動など学校生活のさまざまな場面で想定されます。かかわり合いの場面では、言葉によるコミュニケーションだけでなく、身体に直接触れる機会もあります。

右の表は、学校生活のさまざまな場面で身体に触れる必要があるときの指導や介助の基本をまとめたものです。

教職員一人一人が、これらの基本に照らしながら、日々の指導や介助を振り返り、教職員と障害のある幼児児童生徒が信頼し合い、豊かな人間関係を築いていきましょう。



身体に触れる必要があるときの指導や介助の基本

- 1 明るく開かれた学習の場を用意すること
- 2 原則として同性の教職員によること
- 3 保護者等と確認した方法や手順で行うこと
- 4 子どもの気持ちや意志(思)を確認すること
- 5 プライバシーを守るための配慮をすること